軽自動車税減免の対象となる障害の範囲と必要書類について

- 一定の要件に当てはまる者は申請により軽自動車税の減免を受けることができます。
- 減免を受けることができる自動車は障害者一人につき一台です。 普通車の減免を受けている方は、申請できません。
- 軽自動車税の減免対象

障害者等区分	軽自動車の所有者	軽自動車の運転者	軽自動車の使用目的			
身体障害	本人	本人	制限なし			
戦傷病者	华八	生計同一者・常時介護者	通院・通所・通学・生業			
身障(18歳未満)	生計同一者	生計同一者	通院・通所・通学・生業			
知的・精神障害	本人	本人	制限なし			
	4八	生計同一者・常時介護者	通院・通所・通学・生業			
	生計同一者	生計同一者	通院・通所・通学・生業			

※ 常時介護者は,障害者のみで構成されている世帯の場合に該当します。

■ 減免の範囲

_	滅鬼の軋囲		1						业 '中 (2辛 15	2.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	
	障害者等区分		身体障害者手帳		戦傷病者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉 手帳		
	運転する者		本人	生計同一者 常時介護者	本人	生計同一者 常時介護者	本人	生計同一者 常時介護者	本人	生計同一者 常時介護者	
	視覚障害		1級~4級の1								
	聴覚障害		2級, 3級		特別項症~第4項症						
	平衡機能障害		3級								
	音声機能障害		3級(喉頭摘出手術を受けた 者に限る)			原症〜第2項症(喉頭摘 術を受けた者に限る)					
	上肢不自由		1級~2級の2		特別項症~第3項症						
障	下肢不良	自由	1級~6級	1級~3級の1	特別項症~ 第6項症,	特別項症~ 第3項症			1級(精神障害者保		
害	体幹不良	自由	1級~3級, 5 級	1級~3級	第1款症~ 第3款症	特別項症~ 第4項症					
の 区	上肢 機能 乳幼児期以		1級、2級(一上肢にのみ運動機能障害がある場合を除く)		-	-	A1,A2(重	A1,A2(重度の障害を	健福祉手帳の交付を 受けている者のうち 精神保健及び精神障		
分と程	前の非進行 性脳病変に よる運動機 能障害	移動機能	1級~6級	1級〜3級(一 下肢にのみ運 動機能障害が ある場合を除 く)	-	-	有する者)	る者)	害者福祉に関する法 律施行令第6条第3項 に定める障害を有す る者)		
	心臓機能	障害	-				•				
度	腎臓機能障害		1級,3級		特別項症~第3項症						
	呼吸器機能障害										
	ぼうこう又は直腸の機										
	能障害										
	小腸機能障害										
	ヒト免疫不全ウイルス		1級~3級								
	による免疫機能障害										
	肝臓機能障害		1級~3級		特別項症	~第3項症		_		_	

<複数の障害を有する場合の減免対象>

- 同一障害のみを合算し、その等級が上の表に当てはまる者(視覚障害は3級以上、上肢は1級、下肢の生計同一、常 時介護者運転は2級以上)
 - 下肢障害6級以上で, 異なる障害の合算後等級が2級以上になる者(生計同一, 常時介護者運転のみ)
- 申請に必要な書類
 - ·身体障害者手帳, 戦傷病者手帳, 療育手帳又は精神保健福祉手帳
 - ・運転免許証・車検証(検査なし車両の場合不要)
 - ・納税通知書

門人斗生	与論町役場 税務課
向占せ元	0997-97-3133

- * 申請書は、税務課の窓口または与論町役場ホームページから印刷できます。
- * 申請書は、軽自動車税の納期限(毎年5月末)の7日前までに提出する必要があります。
- * 申請書を郵送する場合は、当日消印有効とします。